

2017年11月6日

中華民国經濟部智慧財産局 御中

一般社団法人日本知的財産協会
副理事長 別宮 智徳

専利の権利侵害補助制度（いわゆる「間接侵害制度」）導入の
実行可能性に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約940社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、2017年10月30日開催の「専利の権利侵害補助制度（いわゆる「間接侵害制度」）導入の実行可能性についての産業界諮問会議」につきまして、「議題」を精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：「専利の権利侵害補助制度（いわゆる「間接侵害制度」）導入の実行可能性についての議題」に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 志村 勇

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：shimura@jipa.or.jp

**「専利の権利侵害補助制度（いわゆる「間接侵害制度」）
導入の実行可能性についての議題」に対する意見**

日本知的財産協会では、専利の権利侵害補助制度（いわゆる「間接侵害制度」）の導入を希望します。そこで、諮問議題（１）～（５）につきまして、意見を記載いたします。

「諮問議題（１）主観要件：直接故意 v. 故意 v. 過失」について

客体的対象に応じて、主観要件を変えることを希望します。

（理由）

2009年版の草案におきましては、「明らかに知りながら」と規定されておりましたが、「明らかに知りながら」の立証は非常に難しいため、権利者保護の観点から、客体的対象がいわゆる「専用品」（発明の実施にのみ用いられる物）につきましては、主観要件は不要にすることを希望致します。

一方で、「諮問議題（２）客観的对象」で記載している客体的対象が「特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」につきましては、主観要件を不要にしてしまうと、部品等の供給者は、自らの供給する物が複数の用途を有する場合に、それらが供給先においてどのように使われるかについてまで注意義務を負うことになり、供給者にとって酷であり、また、取引の安全を著しく欠くおそれがあるため、「明らかに知りながら」との直接故意を要件にすることを希望致します。

「諮問議題（２）客観的对象：特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」について

客観的对象につきましては、

①「特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」（2009年版の草案と同じ）

②「専用品」（発明の実施にのみ用いられる物）

の2つを、主観要件を変えて規定して頂くことを希望します。

（理由）

客観的对象の一つとして、「特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」とすることは賛成です。

ただし、上記諮問議題（１）への意見で記載したように、「特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」につきましては、主観要件を設けることを希望する一方で、「専用品」につきましては、主観要件を不要にして頂くことを希望します。

したがって、客観的对象につきましては、「特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」と「専用品」の2つを設け、それ

ぞれの主観要件を違う内容にすることを希望します。

「諮問議題（３）行為：販売の申し出又は販売」について

行為につきましては、「販売の申し出又は販売」に加え、「製造」と「輸入」を加えて頂くことを希望致します。

（理由）

行為を「販売の申し出又は販売」に限定してしまうと、「製造」や「輸入」を発見できたとしても、その段階で権利行使をすることができず、結局、販売の申し出や販売をした後でないと権利行使ができず、実質的に直接侵害を発生させてしまう可能性が高くなってしまいます。

また、「製造」や「輸入」の行為を発見し立証できたとしても、「販売の申し出や販売」を立証できなければ、権利行使をすることができず、権利者の保護が不十分になってしまいます。

「諮問議題（４）直接侵害行為との関係」について

折衷説を希望します。

ただし、「２．諮問議題（４）直接侵害行為との関係 ４．結び」で記載されているように、従属説において適用の範囲を広げることや、独立説において適用の範囲を狭くすることでも同意します。

（理由）

実際の間接侵害規定がないことで問題となる事案としては、例えば、専利製品の組み立てに必要な一切の部品等を一般消費者にセット販売し、一般消費者が専利製品を完成させた場合です。この場合、現状は、専利権の効力が及ばない専利法 59 条 1 項 1 号の「商業目的ではない未公開行為」に該当し、法律上の「侵害行為」を認定することができません。

また、この事案におきましては、純粋な従属説を採用した場合には、そもそも侵害行為を認定できないため、間接侵害を認定できなくなってしまいますので、好ましくありません。

一方、純粋な独立説の場合、直接侵害の可能性すら不要になってしまい、権利者の保護が強くなってしまう可能性があります。

したがって、上記の事案につきましては間接侵害を認定できつつ、権利者の保護が強くなり過ぎない折衷説を希望します。

また、「諮問議題（４）直接侵害行為との関係 ４．結び」で記載されているように、従属説において適用の範囲を広げることや、独立説において適用の範囲を狭くすることでも、上記の事案に対応できるのであれば、同意いたします。

「諮問議題（５）特許権者の救済」について

侵害の排除又は当該物品の廃棄については、一定の条件の元行使できることを希望致します。また、損害賠償請求権については、行使できることを希望致します。

(理由)

侵害の排除又は当該物品の廃棄について、「専用品」であれば他の用途がないため、無条件で認めることを希望致します。一方で、「特許の解決しようとする課題の主な技術手段に用い、且つ一般の取引で通常得ることができない物」につきましては、「諮問議題（５）特許権者の救済」のドイツの例で記載されているように、その後権利侵害に用いられないようにすること（警告表示や買い手との特約契約を義務付けること等）や、主観要件を判断して悪意の場合には行使できる等、一定の条件の元行使できることを希望致します。

損害賠償請求権につきましては行使できることを希望致します。

「諮問議題（５）特許権者の救済」の説明文において、損害賠償請求権を認めると間接侵害者の責任が重くなりすぎるとの記載がございましたが、損害賠償額については、間接侵害品の直接侵害品に対する寄与度や間接侵害品の販売額に応じて決めることで間接侵害者の責任が重くなりすぎないように調整することは可能ですのでご検討をお願いします。

以上